

2007年3月16日

北海道大学  
総長 中村 睦男 殿

北海道大学教職員組合  
執行委員長 藤本 正行

## 契約職員・短時間雇用職員の雇用に関する団体交渉申し入れ書

現在、契約期間一年の契約職員・短時間雇用職員の契約の更新には原則として一律に3年の制限が付けられている。法人化当時の斉藤労務担当理事は、就業規則に「大学が特に必要と認める場合を除き」としたことについて、3年以上の更新に道を拓くものと胸を張ったが、法人化3年を迎える現時点において、意味の無い3年期限がいまだに生き残っている。

このため、公務員時代以上に業務の効率化を要する法人化後の現在にあっても、能力のある契約職員・短時間雇用職員が正当な理由も無く3年で職場を去って行く状況に何ら改善がみられない。また組合は、本学の一部業務の派遣職員化が進められていると観測しているが、それが本来大学の恒常的業務であれば正規職員の「補完」であって「代替」ではないという労働者派遣法に反する行為の可能性すらある。

本組合は、事実上労働者の使い捨て、解雇権の濫用である契約職員・短時間雇用職員の有期雇用の更新制限の撤廃および違法な派遣職員化に反対し団体交渉を要求する。誠実に対応すること。

### 記

1. 業務が継続してある契約職員・短時間雇用職員の契約更新の制限を撤廃すること。
2. 部局等ごとの派遣職員の総数およびそれらの職員の担当している業務内容を明らかにすること。

以上